

国家戦略特区を活用した航空物流外国人材活用事業

航空物流外国人材活用事業の概要

従前



空港敷地外で貨物取扱業務を行っている事業者は特定技能外国人の受入れは認められていない

受入れ機関の要件

空港管理者により当該空港における営業の承認等を受けた事業者

特例措置



空港敷地外の保税蔵置場等において、貨物取扱業務を行う事業者も特定技能外国人の受入れを可能に！

受入れ機関の要件

当該国家戦略特別区域に係る地方公共団体及び空港管理者その他の関係者が設置する協議会に所属する事業者

航空物流外国人材活用事業を活用するには？

本事業の活用を希望される事業者は、以下の基準を満たす特定事業者として、千葉県と成田国際空港株式会社が設置する「成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用協議会」に加入する必要があります。

※ 外国人の受入れに当たっては、別途、航空分野特定技能協議会（事務局：国土交通省航空局）への加入や、出入国在留管理庁への在留諸申請等が必要になります。詳細は各省庁のホームページをご覧ください。

特定事業者の基準

特定事業者 1号

- ✓ 貨物利用運送事業者（国際航空）であること
- ✓ 外国人を従事させる施設が県内の保税蔵置場等であること
- ✓ 上記施設において、主として成田空港の貨物を取り扱っていること
- ✓ AEO事業者であること

特定事業者 2号

- ✓ 外国人を従事させる施設が県内の保税蔵置場等であること
- ✓ 上記施設において、主として成田空港の貨物を取り扱っていること
- ✓ AEO事業者であること
- ✓ 成田空港の貨物取扱業務を貨物利用運送事業者（国際航空）から受託していること

特定事業者 3号

- ✓ 成田空港の貨物取扱業務を特定事業者 1号から受託していること
- ✓ 外国人を従事させる施設が特定事業者 1号の外国人を従事させる施設であること

特定事業者 1号



特定事業者 2号



特定事業者 3号



申請窓口・お問い合わせ

千葉県総合企画部成田空港政策課

043-223-4373

tokku-narita@mz.pref.chiba.lg.jp

申請方法等はホームページをご確認ください

